第二号の表に次のように加える。

石原ホームコンポーネント株式会社	愛知県豊橋市下地町字柳目二十七番地二	建築大工
イシハラ株式会社	愛知県豊橋市下地町字柳目二十八番地	建築大工

○法務省告示第三百四号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号トの規定に基づき、監理団体を第一号のとおり告示し、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、技能実習を第一号から第三号までのとおり告示する。

平成二十四年七月二十六日

法務大臣　滝　　実

一　監理団体の名称及び所在地

名称	所在地	実習内容
社団法人全国鉄筋工事業協会	東京都中央区京橋一丁目四番十一号	鉄筋施工

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関

名称	所在地	実習内容
株式会社郡協鉄筋工業	福島県郡山市大槻町字普門寺坦北八番地	鉄筋施工
株式会社小黒組	東京都江東区亀戸二丁目十七番十五号	鉄筋施工
飛田鉄筋工業株式会社	東京都板橋区赤塚三丁目二十番七号	鉄筋施工
株式会社ディビーエス	愛知県豊橋市豊栄町字東三百五十八番地の一	鉄筋施工
有限会社鎌田鉄筋工業	和歌山県和歌山市松江東四丁目一番十一号	鉄筋施工

ロ　イ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
鬼頭鉄筋工業株式会社	愛知県春日井市不二町二丁目十一番地の四	鉄筋施工
マツダスタール株式会社	愛知県小牧市多気南町七十八番地	鉄筋施工
正栄工業株式会社	大阪府枚方市春日野二丁目一番十一号	鉄筋施工

三　対象となる者　平成二十四年七月二十六日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○厚生労働省告示第四百五十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十二年厚生省告示第二百六十二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について適用する。

平成二十四年七月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

表（項）介護保険制度運営推進費（目）介護保険事業費補助金（市町村地域包括ケア推進事業、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業（市町村に係るものに限る。）、市町村認知症施策総合推進事業、市民後見推進事業及び二十四時間対応の定期巡回・随時対応サービス等推進事業に対するものに限る。）の項の次に次のように加える。

（項）社会保障等復興政策費 （目）介護保険災害臨時特例補助金	全ての都道府県	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知 五　法第八条の規定による決定の通知 六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 七　法第十二条の規定による状況報告の受理 八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知 十　法第十四条の規定による実績報告の受理 十一　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知 十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知 十三　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十四　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知 十五　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知 十六　法第二十三条第一項の規定による立入検査等